

グリーン訪問看護けろっと 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人財団善常会が開設するグリーン訪問看護けろっと（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全般的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グリーン訪問看護けろっと
(2) 所在地 名古屋市中川区荒江町7番10号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員1名）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員等
訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。
ア 保健師、看護師又准看護師 3名以上（常勤換算）
看護職員は医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとし、この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 病状・障害の観察
(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 痴呆症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ステーションから、片道おおむね0～3 Km
200円

ステーションから、片道おおむね3～7 Km 300円
ステーションから、片道おおむね7 Km以上 400円

料金は1回当りとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(1)利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合常時対応とする。

(2)24時間対応体制の整備

緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中川区、熱田区、中区、中村区、港区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用条約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団善常会と訪問看護ステーションさくらの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

付 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

令和6年1月1日改定
令和6年5月1日改定